

# 野生鳥獣保護管理検討会報告書（概要）

## ～新たな野生鳥獣の保護管理に向けて～

### 1 現状と課題

鳥獣の生息分布の回復・拡大、中山間地域における過疎・高齢化に伴う人の活動の低下等により、今後とも鳥獣による農林業被害等、人と鳥獣とのあつれきが続くおそれが高い。他方、絶滅のおそれのある鳥獣については適切な保護の推進が求められている。

### 2 保護管理の推進の在り方

#### (1) 基本的な考え方

上記の現状と課題等を踏まえ、鳥獣の適切な保護管理（以下、保護管理）の推進のために以下の取組が効果的に行われることが必要。

- 人材育成等の実施体制の整備
- 関係各主体の参画と連携の促進
- 保護管理を踏まえた狩猟の実施
- 必要な財源の確保

#### (2) 実施体制の整備

##### ア 関係主体の役割の明確化

保護管理を適切に進めるためには関係各主体の役割を明らかにするとともに、国の自然保護事務所を含め、体制の整備・強化を検討することが必要。

国は国際的・全国的な視点から基本的な枠組みを策定し実施。また、広域的な保護管理への対応のため、特定の鳥獣について、必要に応じて広域保護管理指針等を策定。

都道府県は、国と連携しつつ、地域の実情を踏まえ、鳥獣保護事業計画等を策定し実施。

市町村は、都道府県鳥獣保護事業計画の下で保護管理を実施。特に特定鳥獣保護管理計画については参画を通じて都道府県と連携。

保護管理を行う事業者は技術の向上に努力。開発活動等を行う事業者は、生息地に対する行為など野生鳥獣の保護管理に影響を与えないように配慮。

市民は鳥獣の保護管理に理解を深め、例えば、安易な鳥獣への餌付けを行わないこと等できることに取組み、保護管理へ協力。民間団体（NPO、NGO）は、専門性等に応じた活動を進めるとともに、調査、評価、提言、合意形成、情報の提供の橋渡し等が期待される。

##### イ 総合的な保護管理を行う団体、民間企業の育成

被害対策を含めた地域の総合的な保護管理を業務として行う団体や民間企業等（以下、総合的保護管理団体等という。）を育成することが重要。

##### ウ 人材の育成・確保

行政、総合的保護管理団体等、捕獲技術者等の保護管理に関わる人材の育成のため、資格の創設を検討。また、行政における資格所有者の配置の必要性を明らかにして配置の誘導を検討。

## エ 施策ごとの体制整備

鳥獣保護員については、地域の実情や専門性を踏まえ、1市町村あたり1名にこだわらず配置。採用に当たっては、公募制や専門性に配慮するなど柔軟に対応。能力向上のための研修等を実施。

違法捕獲の取締りについては、警察及び民間団体との連携の徹底を図るとともに、国レベルでも警察庁等関係省庁と連携。国民に対して違法捕獲に関する情報を普及。傷病鳥獣の保護については、都道府県におけるボランティア制度の推進と適切なりハビリテーションの実施が可能となるようリハビリテーターの育成の検討が必要。また、鳥獣の保護管理の観点から傷病鳥獣から得られるデータ項目の全国統一等を含めた傷病鳥獣の取扱いについての基本的な考え方の整理が必要。

## (3) 総合的・計画的な取組の推進

### ア 鳥獣保護事業計画の在り方

保護管理を効果的に進めるため、都道府県鳥獣保護事業計画について、以下のとおり、計画項目、構成等について検討。なお、国としても保護管理の方向と国の役割について、整理して示すことも必要。

鳥獣を巡る課題の整理と対応の方向

鳥獣区分(下記)ごとの鳥獣の取扱い

「希少鳥獣」「一般鳥獣」「狩猟鳥獣」「外来鳥獣」「渡り鳥や海棲哺乳類など移動性の高い鳥獣」「要保護管理鳥獣(仮称)」

隣接都道府県との連携(保護区の指定、被害防止、連携体制等)

同一県内で自然環境が異なる特定の地域の保護管理の在り方を特記

関係機関(農林部局等)との連携(協力体制等)

その他、海鳥等の生息状況の把握、環境教育等

### イ 特定鳥獣保護管理計画の適切な推進

特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」という。)は、都道府県への現時点での調査によれば、おおむね計画の目標に向かって進んでおり効果が見られているが、主要な課題は以下のとおり。このほか、策定・実施に当たって、地域住民の参加を促し、必要な知識・技術を有した管理者を配置することが必要。

また、国においては、地域の自主性に配慮しつつ、必要に応じて広域保護管理指針等を示すことにより都道府県の連携を支援。

なお、総合的な評価のためには今後とも状況の把握が必要。

地域別、年次別計画策定の推進

モニタリング手法等の確立

専門的知識を有する職員の確保

調査等のための予算

市町村の位置付けの明確化

### ウ 鳥獣保護区の在り方

鳥獣保護区については、指定後の環境変化による生息環境の悪化の回避等のために適切な管理が重要であり、また、環境教育等の場として利用していくことも重要。このため、鳥獣保護区の指針の充実、保護対象鳥獣の特性に応じた管理計画の策定を検討。ま

た、規制については、同一規制を一律に課すのではなく、当該鳥獣保護区の特徴に合ったものの選択をできるようにすることを検討。

## エ 生息状況等の情報の取扱い

生息数の動向を把握するため、地域ごとの生息状況や捕獲努力量（1頭の捕獲に要する日数）等のデータを積み上げていくことが必要。各都道府県の調査研究体制の充実について検討。また、鳥獣法適用除外の海棲哺乳類について、必要に応じて関係省庁に助言を行うため、生息状況等についての必要な把握を行う。

## オ 被害対策の基本的な考え方

鳥獣による被害対策は、市町村を中心とした地域社会における防除や捕獲が重要であり、国及び都道府県は財政的支援、技術的支援等を行うが、農林家自身が未収獲作物の放置により結果的に餌付けとなるようなことを行わないことや有害捕獲を適切に行えるよう検討。また、効果についてモニタリングを行うことが必要。

被害対策に当たっては、捕獲や防除等の適切な選択と組合せが必要であり、農林水産部局との連携の強化を図るほか、耕作放棄地の取扱いなど鳥獣被害に強い地域づくりへの対応の検討が必要。

## (4) 適切な狩猟の実施

### ア 保護管理を踏まえた狩猟の考え方

狩猟は、特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲などに貢献しており、今後とも科学的な保護管理の考え方の下で一定の役割を果たすことを期待。このため、狩猟者に保護管理への協力を期待し、以下の対応を検討。

保護管理に係る知識等の理解を狩猟試験や研修において深める。

保護管理の推進を図るため、被害の多い地域における狩猟を進める。

一方で、地域個体群の維持の観点から、捕獲頭数の制限も行う。

わなによる人への事故の発生の防止を図るため、わなの禁止又は制限をする場所を明らかにする。

狩猟の場の在り方については、上記の課題を検討し、狩猟の実施の状況や、保護管理への効果、安全性等を総合的に見極めていく。

また、保護管理の知識を有して個体数調整が実施可能な人材の確保については、捕獲従事者が、狩猟免許に加え新たな保護管理資格を取得することにより対応が可能。

### イ わな猟等の適切な実施

錯誤捕獲や事故防止の観点から、狩猟におけるくくりわなについては、放獣しやすい構造とすることや架設地域の制限を検討。狩猟におけるとらばさみについては、構造上の改良が困難なこと等から、使用禁止の可能性も含めて検討。なお、農林業被害等の観点から許可によるものについては、これらの考え方を参考としつつも別途検討する。

ホームセンターなどで販売されているとらばさみ等の猟具が違法に使用されないよう周知を徹底するとともに、許可等の確認の義務付けについて可能性を検討。

わなの適切な架設を推進するため、「わな免許」を新たに設ける。

許可によるわな捕獲において架設者等を掲示することを検討。また、わなの見回りや、捕獲許可の審査の徹底、違法なわなの撤去の可能性を検討。

なお、鷹狩については、その実態を把握するとともに、こうした伝統的な猟法の在り方

については今後の検討課題。

## (5) 個別課題への対応の考え方

### ア 鳥獣の流通

ニホンザル、クマ類の流通規制については、生息状況の把握に努めるとともに、関係団体の調査も参考にしつつ、必要に応じて流通規制等の採るべき措置を検討することが必要。

国内鳥と同種の輸入鳥の流通については、規制の対象となっている種の見直しの検討を行うとともに、輸入に当たって適法捕獲証明書や輸出証明書の発行を行っていない国については、これを必要としないとする鳥獣法第26条ただし書きについて取扱いを検討することが必要。なお、国内鳥が輸入鳥と偽り違法捕獲されないよう、足環等により個体識別を行うことの可能性については、今後、他法令の施行状況等も見極めつつ検討することが必要。

### イ 愛がん飼養

鳥獣審議会の考え方や基本指針の考え方を基本としつつ、近年の対象鳥獣の生息状況、許可の状況、捕獲状況、飼育の実態等を勘案し、さらなる規制について検討。